

報道資料

保健福祉・食品衛生関係養成施設の指導監督に関する行政評価・監視 (調査結果に基づく通知)

総務省北海道管区行政評価局(局長:加藤義彦)は、平成 17 年 1 月 6 日、「保健福祉・食品衛生関係養成施設の指導監督に関する行政評価・監視」の結果に基づき、北海道厚生局に保健福祉・食品衛生養成施設に対する指導について一層の徹底等を図るよう通知した。

北海道管区行政評価局及び函館・旭川・釧路の各行政評価分室が、平成 16 年 8 月から 11 月にかけて、北海道厚生局及び道内の延べ 115 養成施設(184 課程)のうち、20 施設(37 課程)を対象に調査した結果、

教員資格を有しない者に授業をさせているものや、規定授業時間数に満たない時間しか授業を実施していないものなど指定基準を遵守していない養成施設(20 施設中 17 施設)がみられたほか、北海道厚生局における指定申請等の事務についても処理に長期を要しているもの(53 件中 32 件)や、申請者に過大な事務負担を課しているもの等がみられた。

このため、北海道管区行政評価局では、養成施設に対する指導の徹底並びに、指定申請等事務処理の迅速化及び簡素化について、北海道厚生局に対して改善を求めている。

1 背景事情

保健福祉・食品衛生分野における一定の資格を必要とする人材の育成及び確保は、国民の健康かつ安全な生活の維持向上に直結。国は、これら人材の養成施設の指定に当たり、教員数や教員資格、授業時間数などの基準を定め、質の高い教育の確保に努めている。

中央省庁等改革基本法(平成 10 年法律第 103 号)の施行に伴い、平成 13 年 1 月 6 日に新たに北海道厚生局が発足し、それまで旧厚生省が行っていた介護福祉士等の 11 種類(注)の保健福祉・食品衛生関係養成施設の指導監督業務が同局に移管され、その業務の適切な管理運営の確保が重要な課題。

(注) 11 種類は、介護福祉士、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、指定保育士、理容師、美容師、栄養士、調理師、製菓衛生師、食品衛生管理者・食品衛生監視員の国家資格を指す。

2 調査実施期間：平成 16 年 8 月～11 月

3 調査対象機関：北海道厚生局、保健福祉・食品衛生関係養成施設 20 施設 37 課程

4 調査担当局所：北海道管区行政評価局及び函館、旭川、釧路各行政評価分室

【問い合わせ先】

北海道管区行政評価局

第二部第 3 評価監視官室

電話：(代表) 709-2311 (内線 3146)

:(直通) 709-1806

調査結果の概要

1 養成施設に対する指導監督の実施状況

制度・仕組み

- ・ 養成施設は、各関係法令等に定められた授業時間数、教員資格等の指定基準に則り指定を受けており、指定後も基準を遵守しなければならない。
- ・ 北海道厚生局では、指定基準の遵守状況について養成施設に対する指導調査を実施している。

調査結果

当局において、20 施設 37 課程の養成施設を抽出調査した結果、17 施設 24 課程で不適切な事例（47 件）

【主な不適切事例】

介護福祉士養成施設で、5 科目の必修科目において授業時間数が、指定基準に定める時間数を下回っており、このうち3科目（リハビリテーション論、老人・障害者の心理、介護技術演習）は、当該科目の履修認定に必要な時間数（指定基準に定める時間数の3分の2）に満たないものとなっている例

社会福祉主事養成機関では、「医学一般」を担当する教員は原則内科医師とされているが、資格要件に該当しない臨床検査技師に当該科目を担当させている例

介護福祉士養成施設で実習施設を追加する場合には、都道府県知事等の意見を付して変更承認申請を行う必要があるが、申請を行うことなく実習施設を利用している例

介護福祉士養成施設で、変更承認を受けずに裁縫作業室の一部を講義室に用途変更し、残った部分を面積基準を満たさないまま使用している例

調理師養成施設で、医務室に必要なベッド等を備えておらず、さらに医務室を専ら物置代わりに使用している例

指定保育士養成施設において、生徒数が定員を大幅に超過している例

指定保育士養成施設については、道内全 22 養成施設のうち、17 施設（全体の 77.3%）が定員超過。これらの中には、定員の約 1.8 倍を超えて入学させているものもあり（1 施設）教育内容の質が懸念される状況

改善意見

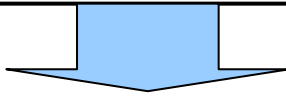
北海道厚生局は、養成施設における適正な運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

当局の調査結果及び指導調査の結果を踏まえ、授業時間数や教員資格、実習施設等に関する指定基準の遵守と変更承認等必要な手続きの励行について、全養成施設に対する指導の徹底を図ること特に、指定保育士養成施設については定員を遵守するよう指導すること

2 養成施設の指定等に係る事務処理の適正化

制度・仕組み

- ・ 養成施設を設置する場合、厚生労働大臣の指定が必要（指定権限は北海道厚生局長に委任）。
- ・ 指定等の審査事務に要する期間は、行政手続法第6条の規定に基づき、標準処理期間が定められており、また、申請に必要な書類及び申請方法等は、関係法令及び指導通達により定められている。

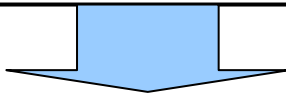


調査結果

北海道厚生局における指定や変更承認事務の実施状況を調査した結果、標準処理期間の超過や施設の移転手続きの処理に問題

11種類の養成施設のうち、標準処理期間が定められている栄養士、調理師、指定保育士、製菓衛生師、食品衛生管理者・食品衛生監視員の5種類の養成施設について、指定や変更承認に要した処理期間を調査した結果、平成13年度から15年度に指定又は変更承認された合計53件中32件(60.4パーセント)が標準処理期間を超過。最長は指定審査で176日(標準処理期間90日)、変更承認審査で195日(同90日)を要している。

美容師・理容師養成施設の移転手続きについては、旧厚生省の指導通達において、所在地の変更届出等を提出すればよいとされているが、北海道厚生局は、養成施設に対して新たに指定を受け直すよう指導している。



改善意見

北海道厚生局は、養成施設の指定等に係る事務処理の適正化及び申請手続きの簡素化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

標準処理期間の定められたものについては、その遵守の徹底を図ること

美容師・理容師養成施設の移転手続きについては、通達の趣旨を踏まえ、新たな養成施設の指定とせず、所在地の変更等の簡易な手続きにより取り扱うこと